

令和元年
12/1 施行

道路交通法改正により

罰則強化

します!

運転中のスマホ使用

ダメ!!

反則金が6000円から

18000円に
上げです!!!

※普通車の場合。車両の種類により金額は変わります。

改正

その他住所を変更した場合等でも、**運転免許証の再交付**を受けることができるようになりました。

改正

その他運転免許が失効した方も、身分証明書等として使える**運転経歴証明書**の交付を受けることができます。

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

